

随意契約理由書

件名	車両運用端末装置移設改修作業
契約の相手方	(株)日立パワーソリューションズ 関西支店
根拠法令	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当
<p>消防防災情報システムは(株)日立製作所が受注し、製造開発したシステムです。車両運用端末装置は消防防災情報システムを構成している機器であり、24時間365日停止すること無く、障害が発生した場合も暇なく復旧させ運用継続することが必要です。移設改修作業はもとより、作業後も障害の発生を未然に防止し、障害が発生した場合は必要な部品の調達・修理等を行い復旧させて、障害の原因を分析し再発防止策を講じる必要があります。</p> <p>(株)日立製作所は消防防災情報システム保守運用業務の一部(車両運用端末装置移設作業を含む)を(株)日立パワーソリューションズへ委託しています。そのため、車両運用端末装置のソフトウェア内容や設定改修作業に関する知識・技術は(株)日立製作所、あるいは再委託先の(株)日立パワーソリューションズの技術者以外には知りえないものであり、他メーカーの技術者では実施することができません。また、移設改修作業で必要な部品の調達にあっても同様に、(株)日立パワーソリューションズの技術者が設計した特注部品の製造が必要となるため、(株)日立パワーソリューションズ以外には用意することができません。</p> <p>したがって、本業務に必要不可欠な知識・技術を有し、確実に履行できるのは(株)日立パワーソリューションズ以外にはなく、随意契約により業務を請負わせる必要があります。</p>	
担当部署 (問合せ先)	消防局総務部施設課 (電話番号 078-331-0307 内線 243)